

医療法人相生会宮田病院  
ひよこ保育園運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人相生会宮田病院（以下「事業者」という。）が開設する保育所型事業所内保育事業ひよこ保育園（以下「本園」という。）において行う保育所型事業所内保育事業の適切な運営を確保するために児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、その他関連法令等に基づき、事業の円滑な運営管理を図るとともに、運営方針に従って、保育を必要とする乳幼児（以下「園児」という。）への適切な保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本園は全ての子どもが健やかな体と優しい心を持ち、人の和の中でのびのびと育つ事のできる環境を追求し、以下の方針のもと運営を行うものとする。

- 2 本園は、専門的な知識及び判断をもって、園児の意思・人格を尊重しながら保育に携わる。
- 3 本園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、保育に関する相談や要望を受け止めながら協力体制を築く。
- 4 事業者は、本園を利用する園児の最善の利益を考慮し、園児が健やかに成長するために安心・安全な環境を確保するとともに、保育を提供する最もふさわしい場であるよう努める。
- 5 前4項のほか、事業者は児童福祉法及び宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月24日宮若市条例第16号）並びに子ども・子育て支援法及び宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年12月24日宮若市条例第15号）その他関係法令等を尊厳して、事業を実施するものとする。ただし、第8条に規定する夜間保育は、児童福祉法第59条の2第1項に基づき、福岡県知事への届出が義務付けられた届出保育施設として運営を行うものとし、福岡県による指導監査に従い、事業を実施するものとする。

(名称及び所在地)

第3条 本園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ひよこ保育園
- (2) 所在地 宮若市本城1636番地

(提供する保育の内容及びその特徴)

第4条 本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関連法令等を厳守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、以下に掲げる保育の提供を行う。

(1) 提供する保育

ア 特定地域型保育の提供

イ 休日保育の提供

ウ 食事の提供

エ 延長保育の提供

オ 夜間保育の提供

(2) 特徴的な取り組み

ア 産休明けから2歳児までの乳児専門保育の実施

イ 休日保育の実施

ウ 小人数・異年齢保育の特色を生かした家庭的保育の実施

エ 戸外保育や食育・リズムあそびなどを積極的に取り入れた保育の実施

オ 夜間保育の実施

(休日保育の提供)

第5条 本園は、日曜日・祝日において、保護者の就労により保育に欠ける園児の保育を行うものとする。利用に当たっては、事前の予約制とする。

(食事の提供)

第6条 提供する食事は、できる限り季節の食材を豊富に活かした献立とし、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。

2 提供する食事は、前項の規定による他、食品の種類及び調理法においては、栄養並びに園児の発達状況を考慮する。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行う。

(延長保育の提供)

第7条 本園は、園児がやむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)並びに保育短時間認定に係る保育時間(8時間)の範囲外の時間帯において、保育を必要とする場合は、延長保育を提供するものとする。その利用については、事前の申し入れを行うものとする。

(1) 保育標準時間認定に係る延長保育時間

午前7:30から午後6:30までの範囲外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、事前の申し入れにより午前6:30から午前7:30まで及び午後6:30から午後7:30までの範囲内で延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る延長保育時間

午前8：30から午後4：30までの範囲外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、事前の申し入れにより午前7：30から午前8：30まで及び午後4：30から午後7：30までの範囲内で延長保育を提供する。

(3) 事前の申し入れなく、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）並びに保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の範囲外の時間帯において利用があった場合は、延長保育を利用したものとみなす。

(夜間保育の提供)

第8条 夜間の時間帯において、保護者の就労により保育に欠ける園児の保育を行うものとする。利用に当たっては、事前の予約制とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第9条 本園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の員数については宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める配置基準以上とする。なお、員数は園児の数により変動することがある。

(1) 園長 1人 (常勤)

園長は園の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員の資質の向上に取り組みながら、事業に関する法令等を厳守させるため必要な指揮命令を行う。また、園児を全体的に把握する。

(2) 副園長 1人 (常勤)

副園長は、園長を補佐し、保護者に対する子育て支援を行うとともに、保育内容・行事等について保育士を統括する。また状況によっては、学級担任を持つことも可能とする。

(3) 保育士 6人以上 (うち常勤4人以上)

保育士は、保育過程及び指導計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行うとともに、全ての園児が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 嘱託内科・小児科医 1名

嘱託内科・小児科医は、園児の健康管理等を行うとともに、定期健康診断を行う。

(5) 嘱託歯科医 1名

嘱託歯科医は、園児の定期口腔健康診断等を行う。

(6) 栄養士 1名 (医療法人相生会宮田病院職員と兼務)

栄養士は、園児の発達段階に応じ、離乳食・幼児食に係る献立の作成をする。

(保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日及び時間)

第10条 本園が保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日は次のとおりとする。

(1) 保育の提供を行う日

日曜日～土曜日とする。

なお、土曜日は事前の予約制とし、日曜日及び祝日については、就業により保育を必要とする保護者の就業時間を基準に事前の予約制とする。

(2) 保育の提供を行う時間

ア 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

午前7：30から午後6：30までの範囲内で、保育標準時間を受けた保育給付認定保護者（以下「保護者」という。）が必要とする時間。

イ 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

午前8：30から午後4：30までの範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間。

ウ 夜間保育の保育時間

午後6：30分から翌日7：30までの範囲内で、従業員枠及び地域枠で利用の保護者が保育を必要とする時間。

(3) 保育の提供を行わない日、時間

ア 元旦（1月1日）

イ 毎月不定で1日を休園日とする

ウ 非常災害その他急迫の事情がある時は、保育の提供を行わないことがある。

(4) 保育の提供を行わない日、時間

土曜日の保護者の就労以外の利用については、8：00から17：00間とし、その範囲を超える時間の保育の提供は行わないものとする。

(5) その他詳細事項を別に定める。

（保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額）

第11条 保育を提供した際に事業者が保護者から受領する費用の額は、保護者が居住する市町村が定める基準によるものとする。

2 子ども・子育て支援法の規定により事業者は、市町村が決定した利用者負担額（月額）を園児の保護者から受領するものとする。

3 従業員枠の園児に係る市町村が決定した利用者負担額の上限を月額25,000円、第二子以降同時に利用する場合は1人あたり月額15,000円とし、市町村が決定した利用者負担額との差額を給与支給とする。

4 事業者は、保育の提供に当たっては、前2項定めるもののほか、その提供に要する費用として別表2に掲げる費用を園児の保護者から受領するものとする。但し、保育に必要な教材・物品等については、法人負担とする。

- 5 事業者は、前項の支払いを求める場合には、あらかじめ保護者に対し、費用に関して文書等で説明を行い、保護者から同意を得るものとする。
- 6 その他詳細事項を別に定める。

(利用定員)

第12条 事業所において提供する保育所型事業所内保育事業の利用定員は、合計24人（うち地域枠6人）とする。

- (1) 0歳児 8人（生後8週目を経過した者に限る。）
- (2) 1歳児 8人
- (3) 2歳児 8人

(利用の開始に関する留意事項)

第13条 事業者は、保護者から本園の利用を希望された場合は、必要に応じて、子ども・子育て支援支給認定書の確認を行うものとする。

- 2 事業者は、子ども・子育て支援法による保育給付認定を受けていない保護者から本園の利用を希望された場合は、当該保護者の意思を踏まえ、速やかに保育給付認定申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 3 事業者は、地域枠の乳幼児の本園の利用開始に当たっては、宮若市が行った利用調整を経た上で、あらかじめ重要事項説明書による説明を行い、本園における保育の提供等について同意した保護者と本園の利用に係る契約を締結するものとする。
- 4 事業者は、従業員枠の乳幼児の本園の利用開始に当たっては、あらかじめ重要事項説明書による説明を行い、本園における保育の提供等について同意した保護者と本園の利用に係る契約を締結するものとする。
- 5 事業者は、次のいずれかの場合は、利用を拒むことができる。
  - (1) 利用定員に空きがないとき。
  - (2) 利用定員を上回る利用の申し込みがあったとき
  - (3) 特別な支援を必要とする乳幼児であり、本園の設備等に照らして、適切に本園において保育を提供できないと判断したとき。
  - (4) 当該利用を希望する保護者に特別な事情があると認められ、本園の運営に重大な支障又は困難を生じさせる相当程度の蓋然性があると認められるとき。
- 6 従業員枠の乳幼児について、利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合、本園は、市の利用調整基準に基づき、公正な選考を行うものとし、選考を行うに当たっては、予め保護者に明示するものとする。

(利用の終了に関する留意事項)

第14条 本園は、次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法による保育支給認定を受けた保護者が、同法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (2) 保護者から本園の利用について取り消しの申し出があったとき
- (3) 理由なく利用料の滞納があったとき
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時等における対応方法)

第15条 本園は、保育の提供中に園児の身体に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに当該園児の保護者及び嘱託医に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 本園の職員は、保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該園児の保護者及び宮若市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 本園の職員は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

3 事業者は、保育の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、法令の定めに従い、その損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第17条 事業者は、本園に火災報知器、消火器等の消火用具その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するものとする。

2 本園は、非常災害に備えるため、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難訓練及び消火訓練その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じる。

(苦情解決)

第19条 事業者は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、本園に相談・苦情受付者及び相談・苦情解決者を置くこと、その他の必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した保育に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必

要な改善を行うものとする。

3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(個人情報の保護)

第20条 本園の職員は、園児又はその家族の個人情報について個人情報の保護に関する法令等を厳守し、適切に取り扱うものとする。

2 本園が得た園児又はその家族の個人情報については、保育の提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて保護者の同意を得るものとする。

3 本園の職員は、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 本園の職員でなくなった後においても同様に秘密を保持するものとする。

(記録の整備及び保存)

第21条 本園は次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

2 前項の規定により整備した記録であって、保存期間が満了したものについては、個人情報の保護に関する法律その他の法令の規定に基づき、適切に破棄するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 事業者は、本園において適切な保育が提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、本園においては、保育士等の自己評価については年に2回行い、職員の資質向上を図るために常に改善を図るものとする。

(その他)

第23条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と本園の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和4年11月1日から施行する。

別表1（第10条）

	ひよこ保育園在園児		ひよこ保育園卒園児 （平日、他の認可保育園利用）
	従業員枠	地域枠	ひよこ保育園に在園したことがある 従業員の子（※原則）  又は ひよこ保育園に地域枠で 在園したことがある子
<b>【 利用可能日 】</b>			
月曜～金曜	・利用可		・利用不可
土曜	・利用前月24日までの予約制。		・利用不可
日曜・祝日	・利用前月24日までの予約制。 ※保護者が就労の場合に限る。		・利用前月24日までの予約制。 ※保護者が就労の場合に限る。
夜間	・3の倍数日。 利用前月24日までの予約制。 ※保護者が就労の場合に限る。		・3の倍数日。 利用前月24日までの予約制。 ※保護者が就労の場合に限る。
<b>【 保育時間 】</b>			
月曜～金曜	「保育標準時間認定」（11時間） ・7：30～18：30  延長保育 ・6：30～7：30 （3の倍数の翌日のみ利用可） ・18：30～19：30  「保育短時間認定」（8時間） ・8：30～16：30  延長保育 ・7：30～8：30 ・16：30～18：30		
土曜	同上		
日曜・祝日	同上		・7：30～18：30のうち 保護者の就労時間+1時間（前後30分）  延長保育 ・6：30～7：30 （3の倍数日の翌日のみ） ・18：30～19：30
夜間	「夜勤」 ・18：30～翌7：30  「遅出」 ・18：30～23：00間の 保護者の就労時間+1時間（前後30分） ※延長保育 利用終了時間 + 1.5時間まで。		「夜勤」 ・18：30～翌7：30  「遅出」 ・18：30～23：00間の 保護者の就労時間+1時間（前後30分） ※延長保育 利用終了時間 + 1.5時間まで。

別表2（第11条）

	従業員枠	地域枠
<b>【 料 金 】</b>		
月極保育料 （在園児）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が定める保育料</li> <li>    但し、上限を</li> <li>    ・1人目：25,000</li> <li>    ・2人目以降：15,000</li> <li>    とし、</li> <li>    差額を給与支給とする</li> <li>また、給与支給のない方は、対象外とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮若市が定める保育料 （月極保育料）</li> </ul>
その他の利用料	◆夜勤 ・2,000円 / 回	
	◆遅出 ・1,500円 / 回	
食事代 （夜勤・遅出時必要な食数）	・夕食代…250円	・朝食代…150円
延長保育代	250円 / 30分	
行事参加費	半額法人負担（※上限2,500円）	
<b>【 支 払 方 法 】</b>		
支払い方法	給与天引	<input type="checkbox"/> 座引落 ※1 （ワイドネット）

**【 備 考 】**

- ・ その他利用料、食事代（夜勤・遅出時のみ）、延長保育代、行事参加費は月極保育料とは別に徴収する。
- ・ 連絡なく夜勤、遅出利用をキャンセルした場合は理由の如何を問わず利用料、食事代を徴収する。
- ・ 保育に必要な教材・物品等は法人負担とする。

※1 登録が間に合わなかった場合や引き落とせなかった場合は振込とする。